別記様式第１２号（法第１９条第５項、法第２１条第５項、要領第３第４項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

農林事務所長

（農林水産部長）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画（の変更）に係る不認定通知書

年　月　日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(注)

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第１９条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。